

36 協定 ☆

いつも お世話になっております。

今回は、〈時間外労働・休日労働協定〉についてです。

この協定は、労働基準法第36条に定めがあることから、36(サバク)協定と呼ばれるています。

労働基準法では、原則、

- ① 労働時間は 1日に8時間、1週間に40時間以内とする。
 - ② 休憩は労働時間が6時間を超える場合は45分以上、8時間を超える場合は1時間以上とする。
 - ③ 休日は少なくとも 毎週1日か、4週間を通じて4日以上とする。
- と定められていますが、36協定を結ぶ、労働基準監督署長に届け出ることで、法定労働時間を超える時間外労働(①)及び法定休日における休日労働(③)が言認められます。

36協定は、事業主と労働者の過半数を代表する方(役職のない方)との間で結ぶことが必要で、また、協定事項にも必要な定めがある等ございますので、詳しくは当事務所までお問い合わせください。

※有効期限がある協定で、基本的には1年ごとの更新となりますので、ご注意くださいませ。



聖子様の大娘さまは
黄色・オレンジの季節が
やってまいりましたー!!